

小千谷市がん患者医療用補整具購入費助成事業実施要綱

(令和7年3月31日告示第36号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の精神的及び経済的負担を軽減するとともに、治療と社会参加の両立を支援し、がんとの共生社会の実現を図るため、がん治療による外見の変化を補整する補整具を購入するがん患者に対し、当該購入費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) がんと診断され、その治療を受けた者又は現に受けている者
- (3) がん治療に起因する脱毛又はがん治療による乳房の切除に伴う補整具（以下「補整具」という。）が必要である者又は必要となることが想定される者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者については、助成対象者とすることができる。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が必要とする補整具のうち、別表に定める助成対象物品の購入に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、助成の対象としない。

- (1) 補整具のメンテナンス用品（スタンド、ブラシ、シャンプー、クリーナー等）の経費及び補整具の修理費
- (2) 補整具購入のために要した交通費、送料等の経費
- (3) 診断書の取得に要する経費
- (4) 医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの
- (5) 国又は他の地方公共団体から助成を受けているもの

(助成額及び助成回数)

第4条 助成の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とし、別表に定める区分に

応じた助成上限額を上限とする。

2 助成金の交付は、助成対象者1人につき、別表に定める区分ごとに1回を限度とする。ただし、助成を受けた日から起算して5年を経過した日以後は、区分が同じであっても1回に限り再度申請できるものとする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成対象物品を購入した日から起算して6月以内に、小千谷市がん患者医療用補整具購入費助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 第2条第1項第2号に掲げる者であることを証明する書類又はその写し

(2) がん治療に起因する脱毛若しくはがん治療による乳房の切除に伴う補整具が必要であること又は必要となることが想定されることを証明する書類又はその写し

(3) 補整具の領収書(宛名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳及び発行者の名称の記載があるもの)の写し

(4) 商品カタログ等購入した補整具が確認できるもの又はその写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否及び助成の額を決定し、小千谷市がん患者医療用補整具購入費助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の行為により助成を受けたときは、交付の決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	助成対象物品	助成上限額
医療用ウィッグ	がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用するもの（毛付き帽子、医療用帽子、装着時に皮膚を保護するネットを含む。）	50,000円
胸部補整具	外科的治療等による乳房の形の変化を補整するもの（パッド、専用入浴着を含む。）	25,000円
人工乳房（右）	人工乳房（乳房再建手術等によって体内に埋め込まれたものを除く。以下同じ。）、人工乳頭	50,000円
人工乳房（左）	人工乳房、人工乳頭	50,000円